

第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会 議事録

- 日 時 平成29年10月26日(木)
午後1時30分～午後3時2分
- 場 所 伊予市役所4階 大会議室
- 出席者 (委員)
矢野雄大委員、上本昌幸委員、西田孝博委員、
水田恒二委員、福島久子委員、井上寛規委員、
上岡一世委員、岡田隆志委員、友沢祐一委員、
友澤秀文委員、西川重子委員、谷本恵子委員、
大西聡委員、西村幸委員、阿部富美委員
- (事務局)
武智茂記市民福祉部長
河合浩二福祉課長
大森秀泰福祉課長補佐
小笠原聡子福祉課係長
赤石雅俊福祉課係長
- 欠席者 小西省三委員
- 次第
1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
 (1) 「第2次伊予市障がい者計画、第5期障がい福祉計
 画、第1期障がい児福祉計画」の素案について
 (2) その他(意見交換)
4. 報告
 「障害者の地域生活基盤の整備に関する陳情書」について
5. 次回審議会の日程調整について
6. 閉会

○議長

それでは、僭越でございますが、議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をお願い申し上げます。

お手元の資料の次第に基づきまして協議に入らせていただきます。

素案の説明に入る前に、法律等についての事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは、説明させていただきます。

本日の資料、2枚ございますが、そのうちのまず1枚だけの障がい者計画等の策定に関する主な法律の概要という資料を御覧ください。

これらの関係法令について御説明させていただきます。

障がい者計画等の策定に関する主な法律の概要ということで、主要法律4つについて、名称、主な内容、定められている計画を記載しております。

障害者基本法は、障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律で、障害者計画を策定することとしております。

障害者総合支援法は、さまざまなサービスを実施することを定めておりまして、障害福祉計画を策定することとしております。

児童福祉法ですが、これは国及び地方公共団体が児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとし、障害児福祉計画を策定することとしております。

障害者差別解消法につきましては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めております。

さて、障がい者に関する法律の中で基本となるのが、今の表の中の一番上にあります障害者基本法です。これについては、別に資料をお渡ししているかと思えます。これについて、簡単に説明させていただきたいと思えます。

1枚めくっていただきますと、第6条に国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を実施する責任を有すると規定されております。その右ページですが、第8条には国民もその実現のために努めなければならないとされております。こうしたことを踏まえて、今回の計画案を策定しております。

以上です。

○議長 御質問等はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 障害者基本法は、基本的な流れの一つでありますので、後ほどお読み願いたいと思います。

それでは、次に第2次伊予市障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、順に説明させていただきますが、長くなりますので、今回幾つかに分けて簡単に説明させていただきたいと思っております。

本日は、前回の審議会でお示しすることができなかったアンケートに対する説明と前回の審議会で委員の皆様からいただいた御提案を加味して追加、修正した項目を中心に説明させていただきたいと思っております。その上で、再度委員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

まず、障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画、これを参考に見ていただけたらと思います。

1枚めくっていただきますと、目次とありまして、1章の計画の概要、3章の国の動向、4章、障がい者計画の基本理念から基本的な考え方と体系図、5章、障がい福祉計画の基本的な考え方と推進体制、6章、障がい児福祉計画の基本的な考え方と推進体制につきましては、前回の審議会でも説明させていただきましたので、本日は省略させていただきたいと思っております。

資料の7ページをお願いいたします。

第2章、障がい者を取り巻く現状でございます。この7ページから9ページにかけて、前回資料では表でのみ説明しておりましたが、素案においてはグラフを用いて人口や障がい者数等の推移を掲載しております。

14ページから24ページにかけては障がい者に対するアンケート、それから25ページから32ページにかけては障がい児に関するアンケートを、33、34ページには事業者の方に対するアンケートを掲載しております。ここに掲載しておりますのは、アンケートのごく一部ですので、記載している数値についても全て説明

できておりませんが、御了承をお願いしたいと思います。

それでは、計画に反映させた項目を中心に説明させていただきたいと思います。

15ページ、①生活環境（安心できる生活）とございますが、現在自宅で生活をしている方が全体の78.3%を占めております。そのうち65歳以上の方が65%を占めているような状態です。

16ページの下の方がございます。ここでは、主に介護を行っている方の年齢とございますが、これを見ても、60歳以上の方が28%、33%ということで、合わせて61%を占めております。これらを見ると、今後障がい者本人、また介護する方の高齢化による身体機能の低下が懸念されるところでございます。このため、施設を利用した生活支援や巡回訪問による自立生活援助といったようなサービス等が必要であると考えております。

19ページの下の方は、困り事の相談先に関する質問です。家族に相談するケースが最も多くなっております。障がい者本人だけでなく、家族に対する相談や支援体制を充実していかなければならないと考えております。

次の20ページをお願いいたします。

ここでは、災害時に不安に思うこと等について質問しております。前回と同様、安全な場所に避難できるかを不安に感じている方が多くなっております。避難に支援を要する方もいらっしゃいますので、避難行動要支援者名簿への登録を推奨し、地域の皆さんと連携して安全に避難できるよう組織づくりをしていきたいと考えております。

また、避難訓練につきましては、水防法が改正されまして、各施設に避難計画の策定と訓練の実施が義務づけられましたので、事業者の皆様にも御協力をいただき、一人でも多くの方が避難訓練に参加できるようにしてまいりたいと考えております。

27ページをお願いいたします。

障がい児の保護者に対するアンケートでございますが、いずれの障がい児においても、将来に対する不安が大きくなっております。進学や就職、さらには親亡き後のことに対する不安があるのではないかと考えられます。子育てや教育部門との連携を図り、継続した支援ができる体制づくりに努めたいと思います。

32ページをお願いいたします。

ここでは、市内の保育所、幼稚園を対象に、「配慮を要する子」に対して支援をしていく上での課題について尋ねております。職員の知識や経験が不足している、また子どもや障がい者、障がいを理解することの難しさを感じることに課題があるといった解答が多くなっております。こうした点につきましても、子育てや教育部門との連携を図り、研修の機会を確保するなど、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長　　今までの説明で、何か質問ございましたらお願いします。
いかがでしょうか。

○委員　　はい。17ページの御説明がなかったんですけど、17ページの中に「伊予市には就労継続支援A型の事業所がないことから、一般就労への円滑な移行体制を整えることが今後の課題」というのは、どういう意味合いなのかを教えていただきたいんですが。

○事務局　　就労支援A型につきましては、雇用契約を締結して一般就労に近い形で就労ができていると認識しております。

一方、就労支援B型につきましては、雇用契約を締結せず労働しておりますので、より一般就労に近いA型を経て一般就労に結びつけることが本来と考えておりまして、こういう表記にさせていただきました。

○委員　　じゃ、一般就労ではない、カウント的には一般就労ではないと思うんですけど、より近いものが、ということでされているということですね。

○事務局　　はい。

○委員　　わかりました。ありがとうございます。

○議長　　よろしいですか。

ほかにないでしょうか。

○委員　　前回の議論で出ているかもしれないのですが、今回の計画策定で新たに障がい児の計画を総合的に一緒に考えるということになっていて、この後事務局から数値目標等についても御説明いただくと思うんですが、そこの数字との整合性を考えたときに、これ大丈夫なのかなと思ったので、質問させていただきます。

特に重症心身障がいとか、今般医療的ケア児のことが非常に話題であります。医療的ケア児となると、国もしっかりと定義を定めて

いないので、数を拾うのが難しいという状況があるんですが、手帳等で拾うときに、おおむね3歳を過ぎなければなかなか手帳が取得できないという現状があります。そう考えると、今3歳までに至らない人、もしくは近々でお生まれになった人たちの数を拾っていないままということで、次の計画策定、3年後に拾う形になるのかなと思っています。そうした人たちは、とてもサービスとかケアの量がたくさん必要な方と思われそうですが、なかなかその福祉の情報の中では拾いにくい人たちでいらっしゃると思います。伊予市さんのいいところは顔とかの見えるよい関係である、と理解しております。他方、関係機関とも連携することで、暮らしを支える必要性の高いそういった人たちについても、実数として盛り込まれることが何かしらないかな、と思いました。

ですので、主にはその10ページの実数について、特に医療的ケアの人たちだとすると、子ども、18歳未満の内部疾患障がいであるとか、そういったところの数がひよっとしたら拾われていない人がいるのかもしれないという予測が立つかなと、思っています。

25ページにも障がい児のアンケートとその内訳数を記載していただいておりますが、その辺りがこれよりも多いかもしれないという予想のもとでまたお話を皆様でさせていただきたい、と思います。

それらを考えて後ろを見ますと、医療支援であるとかサービス量、総量が非常に少ないような印象を拝見する中で思っていますので、またその辺りを、話させていただけたらなと思います。

以上です。

○事務局

ありがとうございました。

医療的ケア児につきましては、内部で調査をいたしましたところ、4人の子どもさんがいるのではないかと、我々は数字を拾っております。現在のところ、保育所等へ入園しておりませんが、今後入園が考えられますので、子育て支援課とも協議をして、看護師の資格を持った方とか、研修を受けた保育士さんの配置について、担当課長とは協議を進めておるところでございます。今後とも相談支援員との話し合いの機会を持ちまして、具体的に話し合っていきたいと考えております。

○委員

ありがとうございます。

○議長

ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、次に進みたいと思います。

○事務局 それでは、重点目標というところに行きたいと思います。
45ページをお願いいたします。

これは、第4章、障がい者計画の中の重点目標でございます。障がい者福祉施策につきましては、基本的には国が定めました支援サービスについて、支援が必要な方にいかに適切につなげていくかが施策の中心ではありますが、それ以外の施策につきましては、この重点目標を掲げまして、職員が意見を出し合い、施策内容を検討いたしました。

以下、概要について説明したいと思います。

まず、重点目標1、45ページです。障がい者への理解の促進については、この素案の22ページと29ページのアンケートに障がい者の理解が進んではいるが、不十分と回答された方が多くいらっしゃいました。これらを改善するために、その丸四角で囲っております「広報・啓発活動の推進」といった4点を掲げました。それにつきまして、障がいを正しく理解するための教育の推進ということにつきまして、保育所、幼稚園などに働きかけ、幼少時から障がい者との交流の機会を持ち、相互に理解を深める事業に取り組んでいきたいと考えております。高齢者や障がい者との生活に関する体験が少ないということから、「体が不自由とはどういうことか」といったようなことも体験する機会を確保したいとも考えております。

重点目標1についてはこう考えております。皆様の御意見をお願いしたいと思います。

○議長 今説明したとおりですが、皆さんの御意見等ございましたら伺いしたいと思います。ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、格別ないようでございましたら、重点目標の2についての事務局からの説明をお願いします。

○事務局 はい。46ページをお願いいたします。

重点目標2、暮らし、社会参加や学びへの支援につきましては、前回お配りしました障がい者アンケートでは、地域の活動や行事に参加したことがないという方が約40%に上っています。これは、前回の調査とほぼ同じですが、同様に日中、家庭内で過ごしている方

が、この素案の17ページのグラフにありますように、今回488人と40%を超えております。こうしたことを改善するために、丸四角の中にありますような「身近な地域での相談体制の充実」といった4点を掲げております。具体例を挙げますと、この市役所1階ロビーにて障がいのある方が制作された作品を展示するなどして、地域の文化活動への参加を推進、充実させていきたいと考えております。本年度は関係団体の皆さんや愛媛県の協力を得まして、12月に展示会を開催するよう、準備を進めております。

重点目標2につきましては、おおよそ以上のおりです。皆様の御意見、御指導をお願いしたいと思います。

○議長 重点目標2についてどなたか御提案等がございましたらお願いしたいと思います。

ないでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、学びの観点から、具体的な施策の追加などの御提案があったらお願いします。

○委員 それでは、失礼します。教育委員会学校教育課で特別支援教育を担当しております。

提案というわけではないのですが、主に学校現場で行われている、障がいに応じた適切な教育の充実に関する内容について少し説明をさせていただいたらと思います。

平成17年4月に発達障害者支援法が施行されて、それからちょうど10年の節目を迎えて、保育所とか学校現場、都道府県、市町村における発達障害者支援の実態調査が行われまして、総務省から今年の1月にその結果に基づいた勧告が文科省と厚生労働省に向けて出されております。その中で大きく、まず1点目に発達障がいの早期発見の重要性ということを訴えております。それらに関しまして、私が感じていることも少し話もさせていただいたらと思います。

乳幼児段階では、例えば1歳半健診とか3歳児健診、こういった段階で早期に子どもの達の障がい等についての発見をすることの重要性が挙げられていると思います。伊予市がどのぐらいの割合でできているかというのは、私も分かりませんが、その重要性がまず1点あるのではないかと思います。

それから、保護者からの相談等の対応による発見ということもあるかと思えます。

幼稚園、保育所、小学校、中学校におきましては、巡回相談という形で伊予市の職員などが巡回をしながら、この子、気になるんだが、という形での早期発見に取り組んでいると思えますが、これらについてもそれだけでは十分ではなくて、当然その職員の気づきであったり、保護者の気づきを促したり、そういったことをもっともっと積極的に進めていく必要があるのではないかなと感じております。

学校現場、特に小・中におきましては、早期発見の手だてとしてチェックリストの活用を行っております。まず、チェックを行いまして、そこに上がってきた項目の内容を家族等によりまして、さらに認知チェックを行います。その認知チェックを行った子どもに対して、校内で教育支援委員会を開きまして、審議を行って、この子について適切な支援はどうあるべきかということを進めているわけですが、この辺りも、もっともっと校内教育支援委員会の機能を活性化させる、また各学校に配置されております特別支援教育のコーディネーターの役割をしている職員の技能向上、資質の向上も図っていく必要があると考えております。

それから、保護者への気づきを促すための啓発、この部分も非常に重要な部分だと思います。小・中学校、幼稚園に対しては、教育委員会が「健やかな育ちを」というパンフレットを作成しており、毎年新就学児、あるいは新入学生を対象に、入学説明会とか、就学時健康診断などの場合において配布してもらい、説明をしていただいているような状況です。そういうことによって、少しでも保護者の気づきを促すことができれば、ということに取り組んでいるわけですが、この辺りももっとうまく機能できるようにしていかなければならないと、感じております。

あとは、毎年夏休みに行います、就学児、あるいは小・中学生を対象にした教育相談を実施しております。各学校、幼稚園、保育所等から教育相談を受けたいという保護者あるいは幼稚園の希望等を受けまして教育相談を行い、専門家に実際に相談に乗っていただいています。それらに基づいて、お子さんについて、特別支援学級への入級が望ましいのではないかなとか、通級による指導を受けるのが

望ましいのではないかと判断をいただくような形になっております。この辺りについても、もっともっと教育相談員の理解を深めていかないと、学校とか幼稚園、保育所の先生の気づきがあって保護者に働きかけても、教育相談などを受けていただけないという状況もありますので、その辺りについては、理解を深めるということが更に必要な、と思っております。

2点目は、この総務省からの勧告の中に適切な支援と情報の引継ぎということが必要だということが挙げられております。その中で、例えば小・中学校でいえば、その発達障がい等、あるいは特別支援学級等に入っている子どもさんに対しては個別の教育指導計画、また個別の教育支援計画を作成して、それに基づいて短期目標、長期目標を定めて、それが子どもたちの発達にうまくつながるように活用をしております。

ただ、これが例えば幼稚園、保育所から小学校へつなぎ、小学校から中学校へつなぎ、中学校から高校へ、あるいは高校から大学の、あるいは就労先へのつなぎということができているかということに関しては、この総務省の勧告のデータによると、小から中への80%近くは引継ぎができていますが、中学校から高校に関しては、わずか14~15%にとどまっています。さらに、高校から大学、あるいは就労先への引継ぎについては6%程度であるということで、非常にその辺の引継ぎが十分なされていません。ということは、障がいに応じた適切な教育を充実させる上で、この引継ぎをしっかりと行うことが正に大切な課題なのではないかなと思っております。小・中学校においては、特にその辺の引継ぎをしっかりといただけるように、各学校に働きかけているわけですが、今後さらにその辺のつながりがうまくいくようなシステムをこの伊予市全体の中で取り組んでいければ、さらに切れ目のない適切な支援が行われるのではないかなと思っております。

以上、私の感じていることを話させていただきました。

○議長 ありがとうございます。現状の実態ということで話がございました。

何か質問ございませんでしょうか。

はい。

○委員 個別の支援計画の引継ぎ、伊予市は今どうなっているのです

○委員 伊予市の場合は小・中での引継ぎはきちんとできるような形で教育委員会としても働きかけしておりますから、そのつなぎはできていると思っています。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、何かパンフレットができていますか。就学前の文科省関係、保育所関係とか、今、余り提供されていないんですかね。

○委員 保育所には昨年度配布をさせていただいております。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ほかにないようでしたら、進めたいと思います。

重点目標3について、事務局からの御説明をお願いします。

○事務局 はい。それでは、重点目標3に行きたいと思います。

47ページを御覧ください。

重点目標3、「働き方の支援」ということで、障がい者とその適正に応じた能力を最大限に発揮して働くことにより、社会参加できる環境を整備していきます。

また、前回審議会で皆様から働く場と生活の場がより本人のニーズに沿った場になるようにとといった御指摘がございました。こうしたことを踏まえまして、その丸四角にありますように、(1)の福祉事業所から一般就労への移行をはじめとした4点を行うこととしました。具体的には、福祉事業所から一般就労への移行を推進するため、福祉課に配置しております就労支援員と協力しまして相談事業所等への情報提供に努めます。

農業分野での就労機会の拡大につきましては、伊予地区普及事業推進協議会が主体となって担い手を確保するため、農業と福祉を連携する取組を進めています。福祉分野におきましても、この事業を、就労を拡大させる機会といたしまして、市の農林水産課や相談支援事業所と連携して一人でも多くの方を就労につなげたいと考えております。

重点目標3については以上です。

○議長 ありがとうございます。

重点目標3について、どなたか御提案等がございましたらお願い

したいと思います。

ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 就労事務所からの視点をお願いします。

○委員 はい。「空と大地」が今就労移行の支援事業所をさせていただいて、ちょうど1年とちょっとたつのですが、一般就労となるとなかなか難しく、今やっとお一人の方が11月1日から当事業所を出られて一般就労という形になっています。

農福連携ですが、今「空と大地」が取り組んでいるのが、松前町に行って、地方局の方も入って、モデル事業みたいな感じで農福連携をして、農場に出かけています。実は農業をする場所は、交通手段が整っているところはなかなかありません。例えば送迎などのサービスがあれば就職もできる人もいますが、現実にはなかなか難しいのです。自分で車を運転できる方なら別なのですが、自転車で行くにしても、ちょっと不便なところがあるので、交通手段を確保するという工夫をして一般就労先を増やすということを今考えてるところです。

重度の方でも、農業にはやれることがありまして、農園まで行くという、支援がほしいところです。

利用者さんから言われるのは、お昼御飯のことです。しっかり寝てしっかり食べないと、働くというバランスがとれないんですが、今「空と大地」では車で行って、お昼御飯、また戻ってまた仕事に行って、となっているので、しっかり自分たちの生活を守るバランスがとれていますが、1人で自立してそこに行くとなって、お昼御飯とかそういうもののバランスが崩れると、なかなか難しいのです。踏み切れませんという方もいます。そういう支援があれば、農福連携、農業の分野で就職できる方が増えるのじゃないかなと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかに御提案はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 格別ないようでしたら、重点目標の4について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

はい。重点目標4でございます。

48ページを御覧ください。

重点目標4、保健・医療の充実ということで、次の丸四角の中の3項目、(1)障がいの早期発見・治療、(2)障がいの原因となる疾病の予防、(3)精神保健福祉施策の充実を推進することとしております。その中でも、(2)障がいの原因となる疾病の予防策といたしまして、健康増進課、保健センターが行う健康診査、各種がん検診の受診を推進し、生活習慣病に起因する内部障がいの予防、早期発見につなげたいと思っております。また、長寿介護課との関係により、加齢に伴う障がいの発生防止に努めます。さらに、相談支援センター、訪問看護ステーション、病院の地域連携室などの医療機関等と連携し、在宅医療に関するさまざまな問題に対応していきます。

9ページの障がい者の現状でもお示しをしましたとおり、精神障がい者が近年急激な増加傾向にありますことから、(3)精神保健福祉施策の充実策といたしまして、心の相談事業などの活用による精神障がいの発生予防、早期対応を図ります。

ニーズに応じたサービスを提供しながら、相談、訪問による見守り体制を整備し、皆様の社会参加につなげていきたいと考えております。

重点目標4については以上です。

○議長

目標4について御提案がございましたらお願いします。

○委員

重点目標、保健・医療の充実というところで、保健センターで活動している現状から、こういった取組の中でちょっと気になる点がありましたので、お話と、補足をさせていただけたらと思います。

具体的な施策の内容の中の保健センターとの連携の中で、「母親学級と育児学級の充実を図り」とありますが、保健センターの育児学級につきまして、今、子育て支援課が大変力を入れて実施しているところでありまして、センターでは妊産婦に対して母親学級などの健康教育ですとか、妊産婦の相談とか訪問などの充実を図りながら、疾病予防について等の知識の啓発に努めているところがございます。

先ほどの委員のお話にも関連するところではあるのですが、46ページのところの「障がいに応じた適切な教育の充実」ということで、委員から健診や相談の場で早期発見というお話もありました

が、保健センターも乳幼児健診や赤ちゃん訪問などの育児相談を推進しておりまして、その中で心身の障がいに対する早期対応にも努めているところでございます。

もう一点、一番下の「精神保健福祉、関係機関との連携」というところで、日ごろ感じているところですが、45ページの重点目標のところとも関連してくるかと思うんですが、いろんな医療や保健、福祉等々の関係機関と連携を図っていくというのはもちろんですが、さらに地域で精神障がいの方が住み続けていけるようにするためには、地域の民生委員さん、自治会の役員さんとかボランティアさんなどとの連携をとりながら支援をしていくことが必要ではないか、と日ごろ感じているところです。

以上です。

○委員 今、保健センターからお話がありましたが、それに関して少し私から補足させていただいたと思います。

現在、伊予市に住む子どもたちは伊予市で守れというような考え方で、皆さん御存じのように、子ども総合センターが開設され、現在2年目になっております。今年度から母子健康包括支援センターが、保健センターの中に入りまして、妊娠期からもう既にお母さんや出産後のケアを全て保健センターと支援センターとが協力をしながら進めていく、それに重なり合うように子ども総合センターがそれを取り巻いて守るというように、二重、三重というシステムにてしていくようになっております。

先ほど母親学級のことについて説明させていただきましたが、これも支援センターに事業が移りまして、今、支援センターが活動しております。その中で保健センターと協力しておりますが、療育部門が今かなり盛んに行っておりまして、障がいのある子どもたちへの対応をより深く、子どもとともに、そして保護者とともに伊予市は向かっている方向にございます。

以上でございます。

○議長 4について、ほかに御意見ないでしょうか。

ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、格別ないようでしたら、重点目標の5について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 重点目標5、情報提供の充実につきましては、日常生活や社会参加をする上で必要な情報を多様な方法で提供できるようにするため、(1)多様な情報発信、(2)社会参加できる環境整備、(3)相談しやすい窓口づくりを推進することといたしました。具体的には、サポート体制の充実を図るために、引き続き手話奉仕員養成講座を開催したいと考えております。また、市役所においては、障がいのある方への対応マニュアルを徹底するために職員研修を継続していきたいと考えております。

重点目標5については、おおむね以上です。

○議長 ありがとうございます。

重点目標5について、どなたか御提案等がございましたらお願いしたいと思います。

○委員 私は随分と長らく伊予市さんから委託料をいただきまして、相談支援事業をさせていただいています。主に身体障がいだったのですが、このところ全日本育成会の機関誌の編集委員もさせていただいて、いろいろと知的障がいの方たちのことも勉強させていただいております。

3年前の福祉計画もそうですが、コミュニケーション支援という聴覚障がい、視覚障がいの人たちのことばかりが取り上げられるのですけれども、社会参加のために御本人さんたちが情報手段を選べるための手段だと思いますので、聴覚障がい、視覚障がいといったことにとどまらない、本人なりの理解の手段が支援されるということが求められているのかなと思っています。

先ほどから教育の連携で、個人の情報がつながっていくというお話があり、保健センターでは早くからそこがキャッチできて、母子を含めて総合的に支援しているということで、委員さんからのコメントがありました。伊予市さんは、本当顔と顔が、しっかりと御本人のことがわかった相談が今までずっとできる市町であったと理解しておりますので、その人たちのコミュニケーションがまた個別に支援されるような、一度になかなか難しいと思うのですが、そういったものも含む重点目標であるというところで、3年間の行く末を検討したい、見守りたいなと思います。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 はい。今の御意見に対して、伊予市の状況を簡単に説明させてい

たきます。

そこにもありますが、障がいのある方への対応マニュアル、これは基本的には県のものを参考に作らせていただきました。もちろん身体障がい者の方に対する対応もございしますが、知的障がいの方、精神障がいの方にもこのように接していきなさい、というようなことをマニュアル化しまして、職員にも全庁的に見られるような体制にしておりますし、各課には冊子で配っております。今後、より研修等も徹底いたしまして、職員に、障がいのある方の皆さんへの対応をきちっとしていくように、努めております。

皆様の御指導も仰ぎたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ということですが、今後ともよろしく願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 格別ないようでしたら、重点目標6についての事務局からの御説明をお願いします。

○事務局 はい。50ページでございます。

重点目標6、共に生きる地域社会ということで、障がいのある人にやさしいまちづくり、心のバリアフリーの実現、防災安全対策の充実に努め、共生社会を実現したいと考えております。

アンケートの「施設等をどのようにすれば外出しやすくなると思いますか」の問いには、トイレや休憩所などの確保、介護タクシーの充実、歩道や通路の段差や傾斜等の解消、駅やバス停などの案内標識などが上げられております。災害発生時の心配事として、避難先が障がいに対応しているかが挙げられております。こうしたことに対応するため、具体的には市の土木部局と連携いたしまして、部分的にでも歩道の段差解消や傾斜の改善等に努めたいと考えております。また、障がいのある人が受けられるような福祉避難所の整備に努めるとともに、危機管理課等と協力いたしまして在宅での減災対策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 重点目標6について追加すべき事項など、どなたか御提案ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 格別ないようでしたら、58ページの重点目標以降についての事務局からの説明をお願いします。

○事務局 それでは、58ページの重点目標以外のサービスについて、です。
まず、60ページの第5期障がい福祉サービスの目標についてでございますが、ここでは平成27年度から29年度までの実績を踏まえまして、平成30年度から32年度までの障がい福祉サービスの見込量を試算しております。

9ページに障害者手帳と所持者数の推移を掲載しております。これによりますと、身体障がいについてはやや減少傾向、知的障がいについては微増傾向にありますことから、サービス量については大きな増減はないのではないかと考えております。一方、精神障がい者については増加傾向にありますことから、精神障がい者が多く利用するサービスについては現状維持、若しくは増加するものではないかと考えております。

64ページをお願いいたします。

アンケート結果にもありましたとおり、障がい者の高齢化を見据えたときに、継続的な支援を進めていくためには、生活地域拠点が大変重要な施設であり、機能であると考えております。前回の審議会においても事務局から説明いたしましたが、これらを市直営で建設、運営していくことは非常に難しいと考えておりますので、複数の事業所の協力をいただき、多機能拠点型を目指したいと考えておりますが、面的整備型も視野に入れての拠点の整備を進めていきたいと考えております。

現在事業所の方からグループホームの建設に関する相談もございます。福祉部門以外の部局とも協議し、支援策を検討いたしたいと思っております。グループホームを地域生活の拠点としつつ、障がい者相談支援センターや各事業所を結び、次期の計画案である平成32年度までに地域生活支援拠点として機能させていきたいと考えております。

68、69ページをお願いいたします。

これらは、障がい福祉計画の中でサービスごとの現計画の実績と本計画期間中の見込量を掲載しております。

放課後等デイサービスにつきましては、平成27年度以降、市内に

複数の事業所が建設されたこともありまして、利用者が増加傾向にあります。したがって、30年度以降も増加傾向が続くものと考えております。

74ページをお願いいたします。

ここでは計画の推進や見直しに関することを書いております。計画を立て、実行する内容が計画の目標に沿ったものになっているか、障がい者支援につながっているか、もし不都合がある場合や進捗状況が遅れているものについてその原因を分析するなどして、新たな施策を検討することとしております。

以上が本計画の素案の概要となっております。

○議長

ありがとうございました。

全体を通して、御質問、御意見ございましたらお願いします。

○委員

障害者、当事者団体の関係の重点目標1で、連携するとか強めるとかという言い方で表現していたと思うのですが、この文書にもあるとおり、市町村合併までは、旧中山町では会員が180人ほどだったと記憶しています。旧伊予市は、私が11年前に調べたときは20数名、双海町は10名前後、それが今現在、中山は数人です。双海はゼロです。旧伊予市は50数人です。前にも一度申し上げたことがあるかと思うのですが、個人情報に関連でどこに障がい者がいるか全くわからないということで、当事者に任せていると、どこに当事者、手帳を持っている人がいるかもわからないわけです。現在の行政の中の対応では、教えることができない、ということで、私どもの作った入会案内を役所のから渡す、といった協力をしただけませんか。

知的障がいや精神障がいに関しましては、当事者で団体をつくる、当事者が会を運営するっていうことは、ちょっと厳しいかなと思うんです。できるものならば、運営の支援体制ができるものならしてほしいなど。

ほかの団体では、事務局まで構えてやっているところがあるんじゃないですか。特に中山地区などでは、バスに乗せて松山の会に連れて行ったりするとかしていたのが合併以降がたんと減ってしまった、なくなってしまったという状況があるわけです。そういうようなことも含めて、支援していただければ、もっともっと会員も増えていく可能性もあるし、会の活動の幅も広がるので

はなかろうかというふうに考えるんですが、その辺りの御配慮なり、できる範囲の御支援をいただくと会の運動の進展にもつながると思います。

もう一点、全く今言ったような問題とは別な問題ですけど、明らかに平成が何年からかなくなることが分かり切っています。年号の表記について、その辺りの配慮もあっていいのじゃないかなと思ったりもします。

ということで、特に我々の団体の今後の活動について、何らかのお知恵なり、支援をお願いしたいというふうに考えます。

○議長 そういうことでございますので、事務局、お考えいただいたらと思います。よろしくをお願いします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、その他ということでございますので、その他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、格別ないようですので、4の報告に移ります。

伊予市障害者団体連合会から、市長に対して障がい者の地域生活基盤の整備に関する陳情書が提出されておりますので、陳情者を代表して委員から説明をお願いいたしたいと思います。

○委員 今配っていただいております「障がい者の地域生活基盤の整備に関する陳情書」を伊予市障害者団体連合会会長を中心に出ささせていただきました。出ささせていただきましたきっかけが前回の会議の最後に「やっぱり伊予市に24時間体制の施設が必要である」という一言で、とりあえず育成会でも動かなければいけないということで、伊予市内に24時間サービスを展開する多機能拠点構造の基盤となる障がい者支援施設をつくってほしいということを書いた陳情書を去る10月4日に連合団体の水田会長と「育成会」、「空と大地」、「伊予なぎさ園保護者会代表」の方に来ていただきまして、市長さんに提出させていただきました。24時間サービス、グループホームは、市に上げていただいているのですが、「夜中急に親が体調を崩したときに、この子はどうするの」というようなときに「電話をすればつながる、そういう基盤がほしいね」というのが、私たち、障がいのある子どもたちの親として一番思う

ことです。先ほどから言っているように、親も高齢化、子どもたちも高齢化、親なき後の子どもたちはどうするかと、本当に今一番切実に感じているので、出させていただきます。

今後3年の計画書に上げていただければ幸いかなと思ひまして、今回発言させてもらいました。よろしくお願ひします。

○議長

ということでございますので、御理解いただければと。

ほかにございませんでしょうか。

最後にまとめて、何か御指導いただくことがあったら願ひします。

○委員

余り会議に出席しないので、感想ということでちょっとお話しさせていただきますたいのですけれども、今重点目標ということで幾つか挙げられたのですけれども、お話を聞いていて、確かにこのとおりだと、内容的にも問題ないのだろうと思うのですけれども、もう少し具体的な目標がないと、この評価はできないのじゃないかと。評価できる内容をもう少し整理をしたほうがいいのじゃないかと。例えば、重点目標6で共に生きる地域社会ってあるじゃないですか。優しいまちづくりってあるのですけれども、例えば伊予市としては優しいまちづくりっていうのはどういう「まち」を想定しているのか、それによって違ってくると思うのです。伊予市は伊予市の独自性を打ち出したまちづくりをしてほしいんです。それが伊予市の良さではないかと思うのです。だから、例えばここでは環境は物理的な環境で、さまざまなものをということを中心に考えているのですが、本当は人が大事です。物よりも人の環境をどうするかっていうことを考えていく必要があります。

ある市では、障がいのある人たちが1人で歯医者に行くと、歯医者できちんと支援をしてもらえるのです。1人で行って治療して帰ってくるができる。スーパーに1人で出かけていく、そうしたら、きちんとして支援をもらって、買い物して帰ってくるができる、そういう人の環境づくりが整理されているっていうのが優しいまちづくりじゃないかな、と思うんです。

この調査結果を見て、例えば家庭で見ているというのが非常に多かったじゃないですか。どうして家庭で見ているかというのと、1人で出られないから、親が連れて出ないといけないのだったら、家におりましようっていうことになります。だから、もっと

子どもたちが、障がいのある人たちが自由に外に出ていっても、周りの人たちが支援をしてくれて、生活がしやすい、そういう優しいまちづくりっていうのを推進して行ってほしいなということを感じましたので、お話させていただきました。

○議長

ありがとうございました。参考にして、事務局に今後の対応をお願いしたいと思います。

以上で議題を終了したいと思います。

これをもちまして議長の席を解かせていただきます。

○事務局

それでは、事務局から一言お話をさせていただきます。

先ほどの先生のお話、我々も肝に銘じたいと思います。この重点目標のところにつきましては、実は前回の計画まではこれを盛り込むことができませんでした。今回計画を策定するに当たり、私たちにできることは何だろうかと考えました。その中で、これらの重点目標を少しでもいいから実現をしていくことで、将来的には伊予市で育っていく子どもたちの未来につながると考えております。先ほどある委員も言われましたけれども、伊予市で生まれ、伊予市で育った子どもたちが輝きながら暮らし、社会参加できるようなことを目指していきたいと思います。本当に微力ではありますが、その方向に向けて職員一同努力をしてまいりたいと考えております。

御提案をいただきました施設の建設につきましては、やはり市単独で設営することは非常に難しいと思いますが、今年度になりまして、事業者の方からグループホームの建設に関するお話をいただきました。まだ具体的にはなっておりませんが、こういった民間の皆さんの方の力もお借りして、施設建設を目指していきたいと考えております。その際には、国、県の補助金もございますので、福祉課でもその内容について調査研究をして、できるだけこの計画期間中の32年度までに整備ができるように努力をしていきたいと思いますので、ここで説明報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、次回の会議ですけれども、本日の審議会の中でおおむねこの計画が御了承いただけたと事務局としては判断しております。ただし、数字等の訂正をいたしました。非常に申しわけないのですが、そこにつきまして再度委員の皆様へ資料をお送り

いたしまして、これでいいということであれば、文書決裁ということで御了解をいただきまして、今回で計画案、完成ということで進めさせていただいてもよろしゅうございましょうか。

○委員 例えば、送ってきたときに、ここはこういうふうにAをA'にしてほしいとかあるじゃないですか。それは、その提案した人と事務局との間である話でいいのですか、それは他団体なり、Aさんからこんな提案がありましたよってことで、ほかの皆さんも了解して全体の意見としての報告になるわけじゃないですか、その辺りをどうするのですか。

○事務局 内容が多岐にわたる場合とか、他機関との連携が必要な場合につきましては、会長さんと相談の上、「皆さんにもう一回御集合いただき」ということでございましたら、日程調整をさせていただきたいと思います。

○委員 じゃ、大きな問題でなければ、事務局と会長さん、副会長さん辺りとして「これなら皆さん納得であろう」という格好で了解ということになるわけですね。

○事務局 はい。

○委員 概要版も出すのですか。

○事務局 概要版も作ります。

○事務局 では、長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。

午後3時2分 閉会